

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁  
決手続の開始を決定しました。

令和2年2月21日

奈良県収用委員会会長 福井英之

1 起業者の名称

奈良市

2 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・102号西大寺  
一条線及び7・5・102号西大寺東線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県奈良市西大寺栄町地内

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
2339番1	宅地	宅地	639.05	639.05	639.05
2339番5	宅地	宅地	517.63	517.63	517.63
2340番4	宅地	宅地	119.68	124.96	124.96

4 土地所有者の名称

有限会社興和

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和2年2月12日